

平成24年(ワ)第276号

原告 井 藤 清

被告 吉 田 益 夫

平成24年5月28日

答 弁 書

和歌山地方裁判所御中

被告 吉 田 益 夫 印

(送達場所)〒601-1343

京都市伏見区醍醐下山口町7

一言寺団地A1-103

電話075-644-7838

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1. 被告は総務省に登録する電気通信事業者であり被告は被告の所有する特定電気設備の下でサイトを運営しているため、被告が、プロバイダ責任制限法4条第1項の「特定電気通信者」に該当することは認める。しかし、被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板でのスレッドにおける投稿で原告を誹謗中傷する表現というものについては事実関係が被告には確認できないため不知である。

2. 「あきら」という名義での投稿は被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板に存在するが、投稿内容については、原告を誹謗中傷する表現というものについては事実関係が被告には確認できないため、原告の権利が侵害されたかどうかについては不知である。そのため、プロバイダ責任制限法ガイドライン II-3-2 名誉毀損による不法行為の免責事由(1) 名誉毀損による不法行為の免責事由の要件(最高裁第一小法廷昭和41年6月23日判決・民集20巻5号1118頁に基づく)に該当するとして、削除対象とはしていない。

3. 権利を侵害されたと主張する原告と「あきら」という名義の投稿者との間で事実関係について法廷で争うことについては、被告は無関係であり、干渉を行う立場ではないため、平成23年(ヨ)第77号仮処分申立事件の平成23年12月12日付仮処分決定に従い原告代理人に平成23年12月19日に開示を行っている。

### 第3 被告の主張

1. 被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板に存在する「あきら」という名義での投稿は、報道機関が報道する以前の事実あるいは捜査機関が捜査を行い被疑者を逮捕する以前の情報も含まれていたため、投稿自体が閲覧者には真実性を含むものと信じる相当な理由があることは明白である。そのため、被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板では、原告の仮処分申立の事実だけでは原告の主張が閲覧者に伝わらず、事実関係の確認できない被告が中立の立場を維持できないため、原告の主張である仮処分申立の陳述書を被告の運営するサイトのコンテンツとして被告が掲載を行い、原告の主張を閲覧者が閲覧できるようにした。陳述書を載せたページには、平成24年5月21日現在少なくとも503のアクセスがあり、原告の主張のページのアドレスを掲載した被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板から直接アクセスしたものを含めれば、原告が公人として関与する地域の閲覧者には原告の主張が行き渡っていると判断できる。これにより、被告の運営するサイトのコンテンツである電子掲示板でも被告の中立的立場が確保されている。

2. 被告は、平成23年12月5日に開かれた平成23年(ヨ)第77号仮処分申立事件の審尋の際に、原告代理人に該当する投稿は携帯電話からの投稿で被告の、該当する投稿が投稿された時点の電子掲示板プログラムの仕様で電子掲示板の書き込みログには利用者識別符号を記録されていないのを説明しており、利用者識別符号がなければ、携帯電話では経由プロバイダは発信者を特定できない可能性が非常に高いこともあわせて説明している。

平成23年11月10日付発信者情報開示仮処分命令申立書の資料2のプロバイダ責任制限法の検証と省令改正の概要 Ⅲ省令改正 2省令改正の概要に記載されているので、経由プロバイダは発信者を特定できない可能性が非常に高いという事実を原告および原告代理人は認識している。

3. 被告は、平成23年12月5日に開かれた平成23年(ヨ)第77号仮処分申立事件の審尋の際に、「あきら」という名義での投稿者あるいは原告が公人として関与する地域の閲覧者の平成23年(ヨ)第77号仮処分申立事件に関する意見をまとめて、裁判所に提出しなければいけなかったがその提出を行わなかったという落ち度があることは認める。

## 証拠方法

乙第1号証	プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン (プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討委員会 作成) II-3-2 名誉毀損による不法行為の免責事由 (1)名誉毀損による不法行為の免責事由の要件 写し	1部
乙第2号証	平成23年(ヨ)第77号仮処分命令申立事件 仮処分決定書 写し	1部
乙第3号証	仮処分対象発信者情報開示記録 写し	1部
乙第4号証	原告代理人仮処分対象発信者情報受領記録 写し	1部
乙第5号証	報道機関が報道する以前の事実(日高新報(御坊市・日高郡を対象とする日刊紙で公称1万9500部発行)の報道記事 写し	1部
乙第6号証	乙第5号証の記事より以前に被告の電子掲示板に流されていた 情報 写し	1部
乙第7号証	捜査機関が捜査を行い被疑者を逮捕する以前の情報日高新報 (御坊市・日高郡を対象とする日刊紙で公称1万9500部発行)の 報道記事 写し	1部
乙第8号証	乙第7号証の記事より以前に被告の電子掲示板に流されていた 情報 写し	1部
乙第9号証	原告の仮処分申立時の陳述書を載せたページのアドレスを紹介した ページ 写し	1部
乙第10号証	原告の仮処分申立時の陳述書 写し	1部
乙第11号証	原告の仮処分申立時の陳述書を載せたページのアドレスを紹介した 電子掲示板のページ 写し	1部

乙第12号証 平成23年11月10日付発信者情報開示仮処分命令申立書の  
資料2のプロバイダ責任制限法の検証と省令改正の概要  
Ⅲ省令改正 2省令改正の概要 写し

1部

添 付 書 類

1 乙号証各号写し

正本副本各1通